

## 大和田駅前広場で実施する社会実験の事業協力者募集要領

### 1 募集目的

大和田駅前広場整備事業を進めるうえで、公民連携によるまちづくりの賑わい創出の取組みを通じ、地域の活性化を図るとともに、まちの顔としての駅前広場の新たな使い方、有効な活用方法を検討するため、事業用地の公共空間を活用した社会実験を実施し、駅前広場の整備効果を高めることを目的とする。

### 2 実施場所

別図のとおり

### 3 募集期間（※）

令和5年9月15日（金曜日）午前9時から  
令和6年2月29日（木）午後5時30分まで  
(実施予定日の1カ月前までに申し込みください。)

### 4 実施対象期間（※）

令和5年10月15日（日）から令和6年3月31日（日）までの期間のうち  
事業協力者ごとに2週間から1カ月程度の利用許可期間を予定

（※）市の事業進捗状況により期間が変更となる場合があります。  
また、市の関連事業等により日程を調整いただく場合があります。

### 5 実施時間

午前10時から午後4時まで  
(実施内容によって、時間を変更したい場合はご相談ください。)

### 6 事業協力者の要件

- (1) 次のすべての要件を満たすこと。
  - ア 社会実験の趣旨を十分に理解し、その実現につながる活動の主体を担えること。
  - イ 企画提案書を提出できること。
  - ウ 活動報告書を提出できること。
  - エ 来場者アンケートの収集やその結果を集計し報告できること。

- オ 実施に係るチラシ等を提供できること。
  - カ 利用許可期間中、実施場所における設置物（市の設置物を含む。）の維持管理を行うことができ、清掃等の美化活動に取り組めること。また、原則現況復旧すること。
  - キ 資材等（机、椅子などの備品を含む。）、また、各種許可申請手続など、社会実験を実施するうえで必要となるものについて全て準備し、対応できること。
  - ク 実施にあたって発生したゴミや不要物等について事業者の責任で適正に処分できること。
  - ケ 利用許可期間中における一切のトラブル等に対し、誠意を持って対応できること。
- 次のいずれかに該当するものは申請することができません。
- ア 破産者であって復権していないもの及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされているもの又は民事再生法に基づき更生手続きの申立てがなされているもの。
  - イ 国税及び地方税を滞納しているもの。
  - ウ 暴力団（暴力団人による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない、又は、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有するもの。

## 7 実施にあたっての注意事項

- 次のいずれかに該当する場合は実施できません。
- (1) 単に個人、団体の利益のみを追求して実施する場合
  - (2) 市に金銭的支援を求める場合
  - (3) 活動の主体を担えない（事業実施の責任を負えない）場合
  - (4) 政治、宗教勧誘を目的とした活動である場合
  - (5) 騒音、異臭、その他公序良俗に反する行為である場合
  - (6) 保健所許可など市以外の必要な手続きが自身でできない場合
  - (7) 実施内容に虚偽があった場合や行政からの指導に従えない場合
  - (8) その他、本社会実験の趣旨に該当しないと判断される場合

## 8 実施場所の利用について

- (1) 電気、ガス、水道、お手洗い等の設備はございませんので、必要に応じ事業協力者にてご準備ください。
- (2) 実施場所は禁煙です。

- (3) イベントの参加者等の健康と安全を最優先事項とした感染防止対策を講じてください。

## 9 手続について

- (1) 事前相談

企画内容や団体概要等に関するヒアリングを対面にて実施します。

「11 問合せ先」に事前相談予約の連絡をして下さい。

- (2) 企画提案書及び申請書の提出

団体情報、企画内容等を記載した「企画提案書」と「大和田駅前広場で実施する社会実験の事業協力申請書」を提出していただきます。

- (3) 実施の可否を通知

提出された企画提案書の内容が「1 募集目的」の趣旨に合い、実施が適當と認められた場合、企画提案内容の実施を許可します。

- (4) 実施

- (5) 活動報告書の提出

来場者数、売上、参加者アンケート結果等の各種データを報告していただきます。

## 10 その他

ご提案いただいた内容を審査し、利用の可否を通知いたします。

提案内容の審査を行うにあたり、申請者に対して、追加ヒアリング等を行う場合があります。審査内容については非公表とします。

また、利用許可期間内であっても気象状況などにより、中止とさせていただく場合があります。

## 11 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 別館2階

門真市 まちづくり部 道路公園課 整備グループ

担当：重

電話：06（6902）6603

e-mail：[ken05@city.kadoma.osaka.jp](mailto:ken05@city.kadoma.osaka.jp)

※ なお、電子メールにて事前相談予約等の連絡を行う際は、件名を「大和田駅前広場で実施する社会実験」とし、送信後、電話にて担当者にメール着信を確認して下さい。